

青森県報

第三千九百三十三号

平成二十六年
十二月十二日
(金曜日)

告 示

青森県告示第八百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

道路の区域の変更……………（道路課）… 一

道路の供用の開始……………（同）… 二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………（会計管理課）… 二

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平無番から 中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四三の四まで	前 後	六・三〇メートルから 六・三〇メートルまで 九二・〇〇メートルから 九五・七〇メートルまで	八三二・一〇メートル 七八六・八〇メートル	
2	県道	富港薄市線	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一四六〇の三から 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮五二二四まで	前 後	七・五〇メートルから 七・五〇メートルまで 九・三〇メートルから 九・三〇メートルまで	一、一〇〇・三〇メートル 一、一〇〇・三〇メートル	
3	県道	相馬常盤野 線	中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平三四の二から 中津軽郡西目屋村大字田代字神田二四三の四まで	前 後	六・七・三〇メートルから 六・七・三〇メートルまで 五二・八〇メートルから 五二・八〇メートルまで	八六七・〇〇メートル 五三三・六〇メートル	

4	県道	野辺地野辺地停車場線	上北郡野辺地町字白岩向三の一から 上北郡野辺地町字観音林脇三五の一四まで
後	前	一〇・五〇メートルから 一五・二〇メートルまで	六・三〇メートルから 二・〇〇メートルまで
		九一三・五〇メートル	九一三・五〇メートル

青森県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年一月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道富范薄市線	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一四六〇の三から 北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮五二二四まで	平成二六・三・三
県道野辺地野辺地停車場線	上北郡野辺地町字白岩向三の一から 上北郡野辺地町字観音林脇三五の一四まで	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ホールボディカウンタ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年十一月十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
東北化学薬品株式会社青森支店
青森市問屋町一丁目八の一
- 六 契約金額
五千九十一万二千二百円
- 七 契約の相手方を決定した手続
物品に要求される性能が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年十月八日

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------